

P121

※1 「明らかに僅少な額」は「IV. 監査の基本的な方針 3. 重要性の決定 ③」で解説した「重要性の基準値よりごく少額な水準」であり、「明らかに僅少」とは、個別にも集計しても、金額、内容又は状況のいずれにおいても、明らかに些細なことをいいます。なお、ある虚偽表示について「明らかに僅少」であるかどうかについて何らかの疑義がある場合は、「明らかに僅少」ではないと判断します。《監基報 450 A2》



Step 2 個々の未修正発見の虚偽表示が重要性の基準値を上回っているか検討を行う

- 未修正発見の虚偽表示が複数発見されている場合、まず個々の虚偽表示が重要性の基準値を上回っているかを検討します。《監基報 450 A12》

Step 3 未修正発見の虚偽表示の合計が重要性の基準値を上回っているか検討を行う

- 未修正発見の虚偽表示の合計が重要性の基準値を上回っているか検討を行います。
- このとき、個々の虚偽表示が重要である場合、通常それらを相殺することはできません。《監基報 450 A13》

～事例 虚偽表示の評価～

重要性の基準値	100,000 千円
---------	------------

未修正発見の虚偽表示一覧

内容		修正仕訳 (千円)		
売上の過大計上	売上	110,000	売掛金	110,000
原価の過大計上	未払費用	60,000	原価	60,000

これらの状況のとき、適正な未修正発見の虚偽表示の評価事例と誤った未修正発見の虚偽表示の評価事例はいかそれぞれのとおりです。

P122

<適正な評価例>

売上の過大計上の影響額が110,000千円と重要性の基準値100,000千円を超過しているため、この財務諸表等には「重要な虚偽表示」が存在する。

<誤った評価例>

2件の未修正発見の虚偽表示が存在したが、利益に与える影響は両者を相殺すると▲50,000千円であり、重要性の基準値100,000千円を下回ることからこの財務諸表等には「重要な虚偽表示」が存在しない。